

働いている妊婦・事業主の皆さまへ 厚生労働省からのお知らせ

# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について

## 母性健康管理措置とは？

厚生労働省では、男女雇用機会均等法により妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるよう、必要な措置を講じることを事業主に義務付けています。

医師または助産師から指導があった場合、指導事項を母性健康管理指導事項連絡カード(※)に書いてもらい、事業主に提出します。

※医師または助産師が行った指導事項の内容を、妊産婦である女性労働者から事業主への確に伝えるカードです（費用がかかります）。



## 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等で新型コロナウイルス感染症に感染する恐れがある等の心理的ストレスが母体や胎児の健康に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主はこの指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

・本措置の適用期間 令和2年5月7日～令和3年1月31日

妊婦の方の特別相談窓口 ☎043(221)2307  
受付時間 8時30分～17時15分（土日・休日・年末年始を除く）

## 事業主の皆さまへ 休暇取得支援助成金をご活用ください！！

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度を設けています。

事業主の皆さまには、この助成金を活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)



問合せ 千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043(306)1860  
受付時間 8時30分～17時15分（土日・休日・年末年始を除く）

